

名古屋圏テレビ情報番組活用業務委託基本仕様書

1 業務の名称

名古屋圏テレビ情報番組活用業務委託

2 業務場所

岐阜市長が指定する場所

3 委託期間

契約締結日から令和2年3月19日までとする。

4 業務の概要

少子高齢化や人口減少社会の中、まちの賑わいを創出し、活力あふれた都市を維持していくことが喫緊の課題となっている。そのためには、岐阜市の魅力を効果的に発信し、岐阜市の知名度向上及びイメージアップを図ることで、岐阜市への交流人口及び定住人口の増加、市民の岐阜市への愛着や誇り（シビックプライド）の醸成を行う必要がある。

その目的の達成のため、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）に向けて放送する情報番組を活用するものである。

5 業務内容

(1) コーナー企画及び特別番組の制作・放送

岐阜市を題材にしたコーナー企画及び特別番組の制作・放送を行う。岐阜市を題材にしたコーナー企画及び特別番組とは、岐阜市のみを取り上げるもの及び複数の取材先の中に岐阜市を含むものを指す。

(ア) 放送エリア

岐阜県、愛知県、三重県の3県全域を含む地上波エリアとする。

(イ) 放送回数

コーナー企画を12回以上放送すること。（特別番組の放送は任意とする。）

なお、コーナー企画とは、既存のレギュラー番組内で放送する特集企画のことを指す。

(ウ) 放送テーマ

以下の①～③テーマについてそれぞれ1回以上取り上げること。

①岐阜市への交流促進（伝統・文化、産業、自然、施設・公園など）

②岐阜市への定住促進（子育て、教育、定住支援事業など）

③岐阜市で活躍する人（人物にフォーカスなど）

(エ) ターゲット

どのようなターゲットに向けて情報発信するのかを明確にすること。20代から40代を主なターゲットとするコーナー企画を4回以上放送すること。

(オ) 出演者

シビックプライドの醸成のため、岐阜市出身の著名人が出演するコーナー企画を4回以上放送すること。

(カ) 放送時間帯

放送テーマやターゲットを総合的に考慮したうえで、最大限の効果が得られるような放送時間帯を提案すること。

(キ) 放送時期

企画の意図に則って最大限の効果が得られるような時期を提案すること。

(ク) 本市との調整

業務実施にあたっては、放送テーマや取材先等に関して本市と協議を行うものとする。

※ (エ)、(オ)の放送回数条件については兼ねることができる。

(例：20代から40代を主なターゲットとする番組で岐阜市出身の著名人が出演する番組を放送した場合、それぞれ1回放送したこととする。)

(2) 付加提案企画の実施

見積金額内での番組宣伝、映像の2次利用、各種媒体を用いた情報発信など各提案者から提案があったものについては、本市と協議・合意のうえ実施する。

6 成果品の納入及び委託金の支払いについて

(1) 放送後、番組を収録したDVDを納品すること。

※ 付加提案企画については、実施後に履行が分かる報告書等を提出すること。

(2) 放送を行った番組の視聴率（世帯・個人視聴率及び占拠率）を報告すること。

(3) 本業務の委託金は、完了検査後に一括して支払うものとする。

7 委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ書面による本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

8 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、破損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

9 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記仕様書」に従うこととする。

10 留意事項

(1) 契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費の一切を含むものとする。

- (2) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じた場合は、本市と受注者において別途協議の上、対応するものとする。
- (3) 受注者は、本仕様書に定めのない事項であっても、本市が必要と認め指示する事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (4) 受注者は、本業務に実際に従事する者の雇用に際し、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法などの関係法令を遵守すること。